

平成 22 年 10 月

受益者の皆様へ

住信アセットマネジメント株式会社

「住信 コモディティ・オープン」の信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「住信 コモディティ・オープン」(以下、本ファンド)につきまして、下記のとおり信託を終了(繰上償還)させていただき予定ですので、お知らせ申し上げます。

この信託終了(繰上償還)につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づいて、受益者の皆様の異議申立てを受け付けます。平成 22 年 10 月 4 日現在の受益者のうち、異議申立期間に異議申し出のあった受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えない場合、平成 22 年 12 月 27 日に信託終了(繰上償還)させていただき予定です。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

本ファンドは、純資産残高の低迷により、ファンドの商品性を維持し、効率的な運用を継続することが困難な状況が続いております。平成 22 年 8 月 31 日現在の受益権口数は、投資信託約款の繰上償還条項(第 51 条第 2 項)で定める口数(10 億口)を下回り、802,538,265 口となっていることから、弊社といたしましては、このまま運用を続けるよりも、本ファンドの投資信託契約を終了することでお預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが最善であるとの判断をいたしました。

2. 信託終了(繰上償還)に係る異議申立の手続きおよび日程

- | | |
|-------------------|------------------------------------------|
| ① 新聞公告日 | 平成 22 年 10 月 4 日(月) |
| ② 異議申立期間 | 平成 22 年 10 月 4 日(月)～平成 22 年 11 月 4 日(木) |
| ③ 信託契約解約の届出 | 平成 22 年 11 月 11 日(木) |
| ④ 異議お申立受益者の買取請求期間 | 平成 22 年 11 月 12 日(金)～平成 22 年 12 月 1 日(水) |
| ⑤ 信託終了(繰上償還)予定日 | 平成 22 年 12 月 27 日(月) |

信託終了(繰上償還)にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。

ご同意いただけない場合は、信託終了(繰上償還)に対する異議申立てを行うことができます。異議申立を行った受益者の保有口数が平成 22 年 10 月 4 日現在の受益権総口数の二分の一を超えなかった場合、信託を終了(繰上償還)いたします。また、その場合も、ご解約のお申込は平成 22 年 12 月 22 日(水)まで通常通り受け付けます。

異議申立を行った受益者の保有口数が平成 22 年 10 月 4 日現在の受益権総口数の二分の一を超えた場合は、この信託終了(繰上償還)は行われません。

<ご留意事項>

本資料は「住信 コモディティ・オープン」の投資信託約款の変更をお知らせするもので、勧誘を目的としたものではありません。お申込みの際は目論見書をご覧ください。なお本資料は作成時点で知り得た情報に基づき作成しておりますが、今後の状況の変化により記載内容が将来の事実と異なる可能性がありますことをご了承下さい。

3. 異議申立手続きについて

本ファンドの信託終了（繰上償還）は、その内容が、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 32 条とその関連法令に定められた内容に該当することになりますので、同法の規定に基づいて受益者の皆様の異議申立てを受付けます。

公告日（平成 22 年 10 月 4 日）現在の受益者の皆様（平成 22 年 9 月 30 日までに申し込まれた方）のうち、本信託終了（繰上償還）にご異議のある方は、平成 22 年 10 月 4 日から平成 22 年 11 月 4 日までに、委託者である弊社に書面にて下記の内容をご記入の上、お申し出下さい。（平成 22 年 11 月 4 日（木）弊社必着ですのでご注意ください。）

<宛先>

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-3-1
住信アセットマネジメント株式会社 営業管理部
信託終了（繰上償還）に関する異議申立て受付係

<ご記入いただく事項>

- ① ご住所
- ② お名前（氏名、お取引中の指定販売会社のお届け印捺印）
- ③ お電話番号（日中連絡先）
- ④ ファンド名（「住信 コモディティ・オープン」）
- ⑤ お取引中の指定販売会社名称
- ⑥ お取引店部名
- ⑦ 口座番号
- ⑧ 保有口数

※ 当ファンドについて、複数の指定販売会社で口座をお持ちの方、同じ指定販売会社で複数の口座をお持ちの方は、該当する全ての⑤お取引中の指定販売会社名称、⑥お取引部店名、⑦口座番号、⑧保有口数をご記入下さい。

- ⑨ 信託を終了（繰上償還）することに反対する旨（例：上記受益権につき、信託終了（繰上償還）に異議を申立てます。）

※ 上記の記入内容に不備がある場合、異議申立ての受付ができなくなる場合があります。

※ 受益者様および受益権口数等を確認するため、お取引中の指定販売会社と住信アセットマネジメント株式会社及び受託者の三者間で受益者様に関する情報を共有することとさせていただきますので、ご了承下さいようお願い申し上げます。

※ 必要がある場合、ご本人確認のための書類を提出していただくことがあります。

※ 異議申立に際して、委託者・指定販売会社及び受託者へ頂いた個人情報は「住信 コモディティ・オープン」の信託終了（繰上償還）に関して、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条に係る異議申立の受益権口数の管理、及び改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 に係る買取請求の手続のみを利用目的とし、他の目的には使用しません。

<ご留意事項>

本資料は「住信 コモディティ・オープン」の投資信託約款の変更をお知らせするもので、勧誘を目的としたものではありません。お申込みの際は目論見書をご覧下さい。なお本資料は作成時点で知り得た情報に基づき作成しておりますが、今後の状況の変化により記載内容が将来の事実と異なる可能性がありますことをご了承下さい。

＊：買取請求について

信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議を申し出た受益者の方は、平成 22 年 11 月 12 日から平成 22 年 12 月 1 日までの間に、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を、お取引中の指定販売会社を通じて、受託者に対し請求することができます。

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。（原則として受託者である住友信託銀行が当該買取請求必要書類を受領した日の翌営業日に算出される解約価額とします。）個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（また、税制が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

なお、買取代金のお支払いまでに通常の解約請求よりも日数を要する可能性があること、および買取事務に関する費用（買取代金の振込手数料、計算書送付費用等）のご負担があることにつき、ご留意下さい。

異議申立ての有無にかかわらず、「住信 コモディティ・オープン」は、お申込みの指定販売会社において、平成 22 年 12 月 22 日(水)まで一部解約の実行請求によりご換金できます。

※ 金融商品取引法施行、信託法ならびに信託業法の改正に伴い、投資信託及び投資法人に関する法律および同法政令、同法府令等の改正があったものの、当ファンドは改正前の法律適用となるため、条文等は改正前の法律での記載となります。

以上

<お問い合わせ先>

住信アセットマネジメント株式会社 営業管理部

信託終了（繰上償還）に関する異議申立て受付係

TEL : 0120-417434

受付時間:営業日の午前 9 時～午後 5 時

<ご留意事項>

本資料は「住信 コモディティ・オープン」の投資信託約款の変更をお知らせするもので、勧誘を目的としたものではありません。お申込みの際は目論見書をご覧ください。なお本資料は作成時点で知り得た情報に基づき作成しておりますが、今後の状況の変化により記載内容が将来の事実と異なる可能性がありますことをご了承下さい。

「住信 コモディティ・オープン」の信託終了（繰上償還）に関する Q&A

住信アセットマネジメント株式会社

Q1. 信託終了（繰上償還）する理由は何でしょうか？

A1. 本ファンドは、純資産残高の低迷が続いており、商品性に沿った効率的な運用が困難な状況であり、弊社といたしましては、このまま運用を続けるよりも、本ファンドの投資信託契約を終了し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが最善であるとの判断をいたしました。

Q2. 何か手続きは必要でしょうか？

A2. **ファンドの信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合は、特にお手続きは必要ありません。**

信託終了（繰上償還）について反対される場合は、書面に必要事項をご記入の上、封書にてお申し出下さい。

（「3.異議申立ての手続きについて」をご参照ください。）

Q3. 解約の申込みはいつまで可能ですか？

A3. 異議申立期間を経て信託終了（繰上償還）が決定した場合、異議申立の有無に関わらず、ご解約の請求は、平成 22 年 12 月 22 日（水）まで指定販売会社において受け付けます。支払日については各指定販売会社へお問い合わせください。

Q4. 償還金はいつ受け取れるのですか？

A4. 異議申立期間を経て信託終了（繰上償還）が確定した場合、償還金は信託終了日（平成 22 年 12 月 27 日）の翌営業日以降、指定販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払日については指定販売会社により異なりますので、各指定販売会社へお問い合わせください。

<ご留意事項>

本資料は「住信 コモディティ・オープン」の投資信託約款の変更をお知らせするもので、勧誘を目的としたものではありません。お申込みの際は目論見書をご覧下さい。なお本資料は作成時点で知り得た情報に基づき作成しておりますが、今後の状況の変化により記載内容が将来の事実と異なる可能性がありますことをご了承下さい。